

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-54
提出年月日	令和2年5月15日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

運転上の制限を満足していることを確認
するための事項について

令和2年5月

東京電力ホールディングス株式会社

運転上の制限を満足していることを確認するための事項について

運転上の制限を満足していることを確認するための事項については、各条文に確認頻度を定めるとともに、第72条（運転上の制限の確認）の表72に確認の間隔を延長できる時間を定めている。

新規規制基準対応として追加した第66条の確認事項において、「3ヶ月に1回」、「1年に1回」及び「2年に1回」という頻度を新たに設定したことから、第72条の表72に以下のとおり反映する。

表72

頻 度		備 考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
1 時間に 1 回	1 5 分	分単位の間隔で確認する。
1 2 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する。
2 4 時間に 1 回	6 時間	同上
毎日 1 回		所定の直の時間帯で確認する。
1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。
1 ヶ月に 1 回	7 日	同上 なお、1 ヶ月は 3 1 日とする。
<u>3 ヶ月に 1 回</u>	<u>2 3 日</u>	<u>同上</u> <u>なお、3 ヶ月は 9 2 日とする。</u>
<u>1 年に 1 回</u>	<u>9 2 日</u>	<u>同上</u> <u>なお、1 年は 3 6 5 日とする。</u>
<u>2 年に 1 回</u>	<u>1 8 2 日</u>	<u>同上</u> <u>なお、2 年は 7 3 0 日とする。</u>
1 0 0 0 MW d / t に 1 回	2 5 0 MW d / t	

延長できる時間については、プラントの状態等（過渡状態、保守活動等）を考慮し、ある一定の裕度（25%）をもって設定されていることから、以下のとおりとする。

- ・「3ヶ月に1回」：92日 × 0.25 = 「23日」
- ・「1年に1回」：365日 × 0.25 ≒ 「92日」
- ・「2年に1回」：730日 × 0.25 ≒ 「182日」

なお、「1年に1回」及び「2年に1回」の確認事項は機能確認であり、別途、動作確認を「1ヶ月に1回」又は「3ヶ月に1回」の頻度で実施していることから、この延長できる時間を適用したとしても機器の健全性は確認可能である。

以上